

議第147号

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定
する。

平成25年 9月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を次のように改正する。

別表第2京都市三条学童保育所の項中「京都市東山区花見小路通古門前上
る異町450番地」を「京都市東山区三条通大橋東入2丁目下る異町442番地の
9」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

京都市三条学童保育所の位置の表示の変更に伴い、規定を整備する必要が
あるので提案する。